



組合掲示板撤去は認められない! 一方的撤去通告に対して団体交渉開催申し入れ

4月19日、会社は東京駅の組合員が1名になるため「組合掲示板」の使用許可を取り消す・撤去すると通告してきました。

しかし、撤去の根拠が不明確であり協約に基づく便宜供与を一方的に破棄するものであり到底認められません。地本は本日本記の主旨で会社に、早急に団体交渉を開催するよう申し入れを行いました。

【申し入れの主旨】

- ◆組合員が1名だと掲示板を撤去するという根拠を示せ。
- ◆なぜ組合員が1名だと言えるのか根拠を示せ。
- ◆組合員が存在しているにもかかわらず掲示板を撤去するのは、組合活動の否定・組合の宣伝、報道活動を認めないということだ。会社の見解を明らかにせよ。
- ◆掲示板撤去通告は一方的なものであり認められない。掲示板撤去通告を直ちに撤回し謝罪すること。
- ◆回答は文書で行うこと。
- ◆未回答のまま掲示板を一方的に撤去する事がないよう通告する。

